
規 則

高知県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第72号

高知県医療法施行細則の一部を改正する規則

高知県医療法施行細則（平成10年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第5号中「開発」を「開設」に改め、同条第46号中「法第16条ただし書」を「省令第9条の15の2に規定する法第16条ただし書」に、「許可」を「認定」に改める。

別記第46号様式を次のように改める。

別記第55号様式から別記第57号様式まで及び別記第67号様式から別記第70号様式までの規定中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県医療法施行細則の一部を改正する規則